

2023年10月10日

長い間ご利用のない預金口座をお持ちのお客さまへ

当行では、口座を不正に利用してマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を一層強化するため、各種の預金規定に基づき、2024年4月1日より、一定の期間お客さまによるご利用のない預金口座につきましては、入金・払戻し等の預金取引の一部を制限させていただくことといたしました。

また、引き続き、必要に応じて取引を停止し、またはお客さまに通知のうえで預金口座を解約させていただく場合もございます。

1. 制限等の内容

(1) 預金取引の一部制限

最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、預金取引の一部を制限させていただくことがあります。この場合、預入れ、払戻し、振込入金、口座引落とし等の取引別、または窓口、ATM、インターネットバンキング等のチャネル別に、その一部の取引またはチャネルの利用ができなくなります。

(2) 預金取引の利用停止

最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、預金取引の全てを停止させていただくことがあります。この場合、預入れ、払戻し、振込入金、口座引落とし等の預金取引がすべてできなくなります。

(3) 預金口座の解約

最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、お客さまに通知のうえ解約させていただくことがあります。この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落とし等の預金取引が全てできなくなります。

2. お客さまへのお願い

- 預金取引の一部を制限された預金口座、または預金取引の全てを停止された預金口座について、かかる制限または停止を解除し、ご利用の継続を希望される場合には、本人確認資料をご持参のうえ窓口へお申し出ください。
- 解約させていただいた預金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申し付けください。

以上